

四、資本家の代表者は絶対に参加させないこと。
(ホ)戦闘的工場委員会の任務は――

- 一、労働条件の維持改善のため闘争
- 二、政治闘争への動員(政治闘争の組織「工代」労働協議会)等の基礎をなすものは工場委員会だ)
- 三、工場世話役の設置
- 四、従業員相互の親睦増進のための活動
- 五、教育的活動(研究会、工場座談会、工場図書館)
- 六、病氣、不幸、その他の場合に於ける共済、健康保険委員の任命
- 七、消費組合との聯絡
- 八、工場自衛團の設置
- 九、救援運動
- 十、工場委員会は、以上の諸任務を遂行するために、基金を徴収し、工場新聞を發行し、不斷に調査活動を行ふ。

(ハ)戦闘的工場委員会の組織並に任務は大體以上の通りである。したがつてそれは、所謂「共済組合」とも性質を異にしてゐるし、いはんや、資本家側の作つた御用團體的工

れば左の通りになる。

一、従業員のみで、自主的に作つてゐるもの――工場委員会の名を用ひず「何々會」といつたやうな名を使つてゐる。

二、勞資兩側からの委員によつて、作られてゐるもの――三菱造船所なんかには、この種の工場委員会の典型的なやつがある。それらは、大抵は、勞資兩方からの同数の委員によつて構成され、その上に資本家側の議長がつかつてゐるのが普通だ。だからどんな場合にも、労働者側に有利な決定がなされる筈がない。しかも、それは資本家側の單なる諮問機關であつて、労働者側には何等の権限もない。この種の工場委員会は、資本家が従業員を僞瞞し、統制するための機關だ。鐵道省の現業委員会のやうに、工場委員会の名を用ひてゐないものもある。

三、共済組合式のもの――大抵は、従業員だけで作つてゐるが、職長級の労働貴族が役員になつてゐる。多くの場合、資本家側が、或る程度の補助金を出して、その管理權を握つてゐる。闘争機關としての性

場委員会とも斷然その性質を異にしてゐる。(詳しいことは工場委員会に關する議案参照)

(ト)ドイツやイギリスに於ては、大衆を社會民主主義者の影響から切り離し、左翼の獨立的指導を確立するための戰術として、この戦闘的工場委員会の運動が、活潑に展開されてゐるが、我國に於ては、更らにそのほかに、尨大なる未組織大衆を闘争に動員するためにも、この戦闘的工場委員会の運動は極めて重要な意義を持つてゐる。

(チ)更らに、分會の組織擴大の問題に即して言つても、現在のやうに、大工場が彈壓政策と懐柔政策とによつて、鐵壁のやうにかためられてゐるときには、左翼労働組合の組織擴大は、この工場委員会の運動との聯絡なしには、不可能である。では如何にして戦闘的工場委員会を確立するか？

G 如何にして戦闘的工場委員会を確立するか？

(イ)我國の大工場、大経営には、何等かの意味に於ける工場委員会的組織のないものは、殆んどない。それを類別す

實を持つてゐない。(資本家側から役員が出てゐる場合もある。)

四、親睦會式のもの――大抵の工場には、この種の組織がある。大工場の場合は、大抵、職場別に組織されてゐる。労働条件の維持改善に關する問題は、全然、取り上げられてゐない。

(ロ)以上に述べた様々の形式の工場委員会的組織は、殆んどすべてが、資本家側の機關、もしくは資本家側に利用されてゐる機關であつて、決して戦闘的工場委員会ではない。我々は、戦闘的工場委員会を作る場合に、それらの組織とは全然別個に、それらと並行して、もしくは對立して、それを作るべきであるか？それとも、それらの組織を自主化し、戦闘化する方針を取るべきであるか？

(ハ)それに關しては大體、次の如く言へる。――
一、従業員のみで工場委員会のある場合は、それを完全に民主化し、戦闘化すること。

二、勞資兩方からの委員によつて作られてゐる工場委員会のある場合は、それを自主化する方針で、戦ふこと。(但しその戦術は單純ではない。)